平成２６年（フ）第４２５号
千葉県柏市柏710番地10　タウンコート柏公園101号
債務者　和田　郁夫
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　芳範
4　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８０号
香川県高松市中山町797番地４
債務者　鵜川　春江（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３６４号
横浜市鶴見区下末吉４丁目23番10号　村田ハイツ201号
債務者　宮下　豊美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０号
福岡県久留米市南薫町1927番地27
債務者　久保　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５８号
北九州市八幡西区則松６丁目15番５号　101号
債務者　三木　一美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７号
宮崎県日南市中央通１丁目１番地21　油津電器ビル501号
債務者　蛯原　庄一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
滋賀県栗東市上砥山1226番地
債務者　大田　隆之
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５６号
奈良県桜井市西之宮305　県営住宅12―８、住民票上の住所奈良市芝辻町21番地の１
債務者　うお源こと　皿井　成吉
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３９１号
岡山市北区青江４丁目１番１号101号、旧住所岡山市北区柳町１丁目12番19号
債務者　藤本　仁久
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６２号
北九州市八幡西区浅川学園台１丁目６番17号Ａ―202
債務者　山本　泰寛
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬春日町19番２―43号
債務者　盛山　一光
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３３９６号
大阪市生野区巽中２丁目14番１号　養護老人ホームみのり苑、前住所大阪市平野区瓜破東２丁目１番12―1001号
債務者　田村　徳子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６５号
大阪市平野区平野本町４丁目２番４号
債務者　黒田　麻友（旧姓爲野）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０１号
大阪市住吉区苅田２丁目９番30号　ハイム910―303号
債務者　牧島　雄貴
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０２号
大阪市住吉区苅田２丁目９番30号　ハイム910―303号
債務者　牧島　友子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３１号
大阪市住吉区大領３丁目７番５号、前住所大阪市住吉区大領４丁目８番15号
債務者　千葉　正人
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８５号
大阪府東大阪市松原２丁目11番29号
債務者　白木　正光
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部